

長野県防災会議

長野県地域防災計画 平成26年度第2回修正の概要につ いて

平成27年3月6日
長野県危機管理部

県地域防災計画について

都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

(災害対策基本法第40条)

県地域防災計画について

- ① 風水害対策編(349頁)
- ② 震災対策編(227頁)
- ③ 火山災害対策編(176頁)
- ④ 原子力災害対策編(19頁)
- ⑤ その他災害対策編(110頁)

(雪害/航空災害/道路災害/鉄道災害/危険物等災害/大規模な火事災害/林野火災)

県地域防災計画について

長野県地域防災計画修正の経過

昭和38年3月22日作成

→ その後毎年検討を加え、平成26年度は11月に大雪災害の事後検証を踏まえた修正を行い、第2回の変更となり、通算で50回目の修正となる。

平成26年度 第2回 主な修正について

平成26年度第2回修正について

- 1 御嶽山噴火災害を踏まえた火山対策の強化
- 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正
- 3 地震防災対策の強化
- 4 災害対策基本法改正、防災基本計画の修正

平成26年度 第2回 主な修正について

1 長野県独自の不断の見直しの推進

(御嶽山噴火災害を踏まえた火山対策の強化等)

～火山噴火予知連絡会～

○「御嶽山の噴火活動を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」

○「火山情報の提供に関する緊急提言」

～長野県～

○「御嶽山噴火災害を踏まえた対応方針」

上記の内容を地域防災計画に反映しました。

平成26年度 第2回 主な修正について

(1) 火山噴火情報の関係者の情報共有及び登山者等への 周知

- ア 登山者等に対するわかりやすい情報提供、伝達体制の強化
- イ 火山関係者との情報伝達体制の整備、連携強化
- ウ 噴火警戒レベル1も含めた、防災対応の検討

(2) 火山防災対策における関係機関の連携強化

- ア 関係機関、登山専門家と連携し避難体制の検討を行うための火山防災協議会の設置の推進

平成26年度 第2回 主な修正について

(3) 登山者等の安全確保

- ア 火山における救助活動に必要なとなる資機材の配備(火山ガス検知器、防毒マスク他)
- イ 登山者に対し、看板の設置等による緊急時の対応方法等の周知
- ウ 退避壕、退避舎その他指定緊急避難場所となる避難施設の整備推進
- エ 噴火災害から登山者を守る防災用品(ヘルメット、マスク等)の配備

(4) 国における観測体制の強化

- ア 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制強化

平成26年度 第2回 主な修正について

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正内容の反映

- 平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

平成26年度 第2回 主な修正について

(1) 土砂災害の危険箇所の周知

- ア 土砂災害防止法における土砂災害警戒区域の指定の推進
- イ 土砂災害警戒区域等への要配慮者施設の原則新築等の禁止
- ウ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表
- エ 市町村地域防災計画への下記事項の記載
 - ・防災気象情報等の住民への伝達方法の整備
 - ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の周知
 - ・特に防災上配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地の記載 等
- オ 防災マップ等の作成及び住民への周知

平成26年度 第2回 主な修正について

(2) 警戒避難体制の強化

- ア 土砂災害の発生の恐れがある場合における避難勧告等の発令基準の策定及び伝達方法等の確立
- イ 土砂災害警戒情報発表時の市町村への通知
- ウ 土砂災害警戒情報発表時の住民への周知

(3) 災害時の対応力強化

- ア 災害発生時の速やかな国への緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する体制整備
- イ 避難勧告等の発令・解除、警戒避難体制に関する事項についての市町村への助言

平成26年度 第2回 主な修正について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律

第四条

都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

平成26年度 第2回 主な修正について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律

第八条(抜粋)

市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、**市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。)**において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び**避難路その他の避難経路**に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う**土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項**
- 四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

平成26年度 第2回 主な修正について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律

第二十七条

都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

平成26年度 第2回 主な修正について

3 地震防災対策の強化の反映

- (1) 想定地震に南海トラフ巨大地震等を追加した新たな地震被害想定への反映
- (2) 大規模地震等発生時の広域応援活動、物資集積のための広域防災拠点（松本空港・松本平広域公園周辺ほか）選定の反映
- (3) 大規模地震等を想定した食料備蓄量の見直し
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画としての所要の見直し

平成26年度 第2回 主な修正について

4 災害対策基本法改正、防災基本計画の修正内容の反映

○平成26年2月の大雪の際に、立ち往生車両等の発生により除雪作業に支障が生じ、大規模かつ長期にわたる孤立集落等が発生。



○首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれがあるため、放置車両対策について、緊急時の災害応急措置とし、災害対策基本法に明確に位置づけ。

平成26年度 第2回 主な修正について

(1) 災害時の放置車両等への対応

ア 緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動を速やかに行う体制の強化

イ 県公安委員会からの道路管理者への、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動の要請

平成26年12月18日に都道府県の道路管理者として全国で初めて、
(国)148号北安曇郡 白馬村・小谷村において区間の指定を行いました。

平成26年度 第2回 主な修正について

災害対策基本法 第七十六条の六

道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、**緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)**に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、**道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。**
 - 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
 - 二 道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
 - 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合